

佐倉市下水道排水設備指定工事店に対する処分等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐倉市下水道排水設備工事業者の指定に関する規則（平成9年佐倉市規則第43号。以下「規則」という。）第12条第2項の規定に基づく下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に対する処分及びこれに係る行政指導（以下「処分等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(処分等の基準)

第2条 処分等は、別表の基準に基づき行うものとする。

2 文書による指導は、指導書（別記様式第1号）により行うものとする。

(処分を行うに当たっての手續)

第3条 市長は、規則第12条第2項の規定による指定工事店の指定の取消し又は指定の効力の一時停止の処分を行おうとする場合には、佐倉市行政手續条例（平成9年佐倉市条例第3号）第13条の規定により、聴聞又は弁明の機会の付与の手續を執るものとする。

(処分等の通知)

第4条 規則第12条第2項の規定による指定工事店の指定の取消し又は指定の効力の一時停止の処分を行ったときは、下水道排水設備指定工事店処分通知書（別紙様式第2号）により、当該指定工事店に通知するものとする。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、指定工事店に対する処分等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成24年 月 日決裁23佐下第 号）
この基準は、平成24年4月1日から施行する。

別表

該当 条項	違反行為	処分等
規則第12条第2項第1号	佐倉市下水道条例（昭和42年佐倉市条例第13号の2）第6条第1項の規定に違反して、正当な理由がないのに工事完了日から5日以内に工事完了届を提出しないとき。	
	規則第8条第2項第1号の規定に違反して、正当な理由がないのに工事施工の申込みを拒んだとき。	
	規則第8条第2項第2号の規定に違反して、工事を施工したとき又は工事契約に際しての必要事項を明確に示さなかったとき。	1回目：文書による指導 2回目：指定の効力の一時停止（30日間） 3回目以降：指定の効力の一時停止（60日間）
	規則第8条第2項第3号の規定に違反して、工事を委託し、又は請け負わせたとき。	
	規則第8条第2項第4号の規定に違反して、自己の名義を貸与したとき。	
	規則第8条第2項第5号の規定に違反して、市長の確認を受けずに工事に着手したとき。ただし、事前に確認申請前着工願（別記様式第3号）を市長に提出したときは、この限りでない。	1回目：文書による指導 2回目：指定の効力の一時停止（60日間） 3回目以降：指定の効力の一時停止（120日間）
	規則第8条第2項第6号の規定に違反して、工事の設計又は施工をしたとき。	
	規則第8条第2項第7号の規定に違反して、正当な理由なく無償で故障等の補修をなかったとき。	1回目：文書による指導 2回目：指定の効力の一時停止（30日間） 3回目以降：指定の効力の一時停止（60日間）
	正当な理由がないのに、規則第11条第2項の規定による届出を事由の発生した日の翌日から起算して30日以内にしなかったとき。	1回目：文書による指導 2回目以降：指定の効力の一時停止（30日間）
	規則第17条第2項の規定に違反して、正当な理由がないのに市長	

規則第12条第2項第2号	の開催する事務連絡会議に出席しなかったとき。	
	規則第11条第1項の規定に違反して、規則第3条に規定する要件に該当しなくなったにもかかわらず指定工事店指定辞退届の提出がないとき。	文書による指導から30日以内に届の提出がないとき：指定の取消し
	過去2年以内において、指定工事店が受けた指定の効力の一時停止の期間が180日を超えるに至ったとき。	指定の取消し
	一の事案につき、3回文書による指導を受けたにもかかわらず、これに従わないとき。	指定の取消し
	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないとき。	
	禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らないとき。	指定の効力の一時停止（90日間）
	罰金又は禁錮以上の刑に処せられたとき。	指定の効力の一時停止（120日間）
	指定排水設備工事業者が独占禁止法違反、談合及び競売入札妨害等により佐倉市入札参加資格者名簿登録業者として処分を受けたとき。	指定の効力の一時停止（150日間）
	贈賄の容疑により逮捕され、又は、逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	指定の効力の一時停止（180日間）
	その他市長が指定工事店として不適当と認めたとき。	指定の効力の一時停止（市長が別に定める期間）

※ 一の事案が2以上の違反行為に該当するときは、それぞれ当該処分等に掲げる最も重い処分等を行うものとする。ただし、他方の違反行為についても違反行為として数えるものとする。

※ 指定の効力の一時停止の期間が経過した時から2年を経過するまでの間、別の処分を受けなかったときは、処分等の履歴は消滅する。

別記
様式第1号

指 導 書

第 年 月 日
号

下水道排水設備指定工事店
代 表 者 氏 名 様

佐倉市長



あなたには、佐倉市下水道条例等の規定に違反する行為が認められました。
つきましては、 年 月 日までに、次のとおり是正してください。
なお、違反該当事案が事実と反するとき又は正当な理由に基づくものである
ときは、理由書を提出してください。

違反該当事案	
是正指導内容	
備 考	

様式第2号

下水道排水設備指定工事店処分通知書

第 年 月 日 号

下水道排水設備指定工事店
代 表 者 氏 名 様

佐倉市長



佐倉市下水道排水設備工事業者の指定に関する規則第12条第2項の規定により、次のとおり処分することを決定したので通知します。

つきましては、同規則第5条第4項の規定により、直ちに指定工事店証を（返納 ・ 一時返納 ）してください。

指定番号		
処分の内容	1	指定の取消し 年 月 日
	2	指定の効力の一時停止 年 月 日から 年 月 日まで
処分の理由		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐倉市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐倉市（市長が被告の代表者となります。）を被告として提起することができます。

様式第3号

確 認 申 請 前 着 工 願

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

下水道排水設備工事業者

所在地

名称(商号)

代表者氏名

印

電話番号

責任技術者氏名

印

佐倉市下水道条例第5条の規定による市長の確認を受ける前に、工事を着工したいので、次のとおり届け出ます。なお、当該確認の申請又は検査において指摘事項があったときは、ご指摘のとおり是正いたします。

施 工 場 所	
施 工 主	住所 氏名 電話番号
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
申請書提出予定日	年 月 日
確認前着工の理由	

※ この願は、緊急性が伴う場合等やむを得ない理由があるときに限り、提出することができる。